医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれら家族に対する支援に関する法律」が成立

7月24日、参議院本会議にて、医療的ケア児支援法の改正法案が全会一致（投票総数244票賛成244票　反対0票）で可決成立いたしました。改正法では、法律名を「医療ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律」に改め、対象を18歳以上に拡大していただくとともに、医療的ケア児と同様な支援を必要とすることから重症心身障害児者（医療的ケアを必要とする重症心身障害児についてはこれまでも対象）についても新たに対象に加えていただきました。

当会では、これまで児者一貫の支援体制を願い運動を続けてまいりましたが、「重症心身障害児」については児童福祉法上に規定があるものの、「重症心身障害者」についてはどこにも規定がなく,今回初めて法律に記載されたことは歴史的に大きな一歩だと考えております。また、当会の念願であった「生涯学習」についても今回盛り込んでくださっています。

この改正法の成立には、超党派医療的ケア児者支援議員連盟（会長：野田聖子衆議院議員）の議員の皆様方をはじめ、関係省庁・自治体・関係機関・団体など多くの皆様方に重症心身障害児者に心を寄せていただき、多大なるご尽力を賜りましたことをこの場をお借りして心より御礼申し上げます。